(二)　税関長は、我が国の港にある船舶等が北朝鮮特定貨物を積載していると認めるに足りる相当な理由があるとき又は保税地域に置かれている貨物のうちに北朝鮮特定貨物があると認めるに足りる相当な理由があるときは、税関職員に、貨物、書類その他の物件の検査等の措置をとらせることができることとした。（第三条第三項及び第四項関係）

4　提出命令

海上保安庁長官又は税関長は、3の規定による検査の結果、北朝鮮特定貨物があることを確認したときは、当該船舶の船長等に対し、その提出を命ずることができることとした。（第四条関係）

5　保管

(一)　海上保安庁長官又は税関長は、4の規定により提出を受けた北朝鮮特定貨物（以下5において「提出貨物」という。）を保管することとした。（第五条第一項関係）

(二)　海上保安庁長官又は税関長は、提出貨物が生物兵器等に該当するときは、政令で定めるところにより、当該提出貨物を廃棄しなければならないこととした。（第五条第五項関係）

(三)　海上保安庁長官又は税関長は、提出貨物が滅失し、又は毀損するおそれがあるとき等においては、政令で定めるところにより、これを売却することができることとした。（第五条第六項関係）

6　回航命令

海上保安庁長官は、3(一)の規定による検査等の措置をとろうとする場合において、天候、貨物の積付けの状況その他やむを得ない理由により、その現場において当該検査をすることができないこと等の事由があるときは、当該船舶の船長等に対し、当該船舶を、その指定する我が国の港その他の当該措置を円滑かつ的確に実施することができると認められる場所に回航すべきことを命ずることができることとした。（第六条関係）

7　日本船舶に対する回航命令

(一)　公海にある日本船舶に対して外国の当局が3の規定による検査に相当する検査を行うことについて我が国が当該外国に対し同意をしなかったときは、外務大臣は、国土交通大臣に対し、速やかに、その旨を通知しなければならないこととした。（第七条第一項関係）

(二)　国土交通大臣は、(一)の規定による通知を受けたときは、当該日本船舶の船長等に対し、検査を受けるために当該日本船舶をその指定する港に回航すべきことを命じなければならないこととした。（第七条第二項関係）

8　旗国の同意等

日本船舶以外の船舶で公海にあるものについての3(一)の規定による検査又は4若しくは6の規定による命令は、それぞれ、旗国の同意がなければできないこととした。（第八条第一項関係）

9　関係行政機関の協力

関係行政機関は、1の目的を達成するため、相互に緊密に連絡し、及び協力することとした。（第九条関係）

10　罰則について所要の規定を設けることとした。（第一三条及び第一四条関係）

11　施行期日等

(一)　この法律は、公布の日から起算して三〇日を経過した日から施行することとした。

(二)　この法律は、国際連合安全保障理事会決議第一八七四号（1に規定する要請に係る部分に限る。）がその効力を失ったときは、速やかに、廃止することとした。

法律

国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法をここに公布する。

御名御璽

平成二十二年六月四日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

法律第四十三号

国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法

（目的）

第一条　この法律は、北朝鮮による核実験の実施、大量破壊兵器の運搬手段となり得る弾道ミサイルの発射等の一連の行為が国際社会の平和及び安全に対する脅威となっており、その脅威は近隣の我が国にとって特に顕著であること、並びにこの状況に対応し、国際連合安全保障理事会決議第千七百十八号が核関連、弾道ミサイル関連その他の大量破壊兵器関連の物資、武器その他の物資の北朝鮮への輸出及び北朝鮮からの輸入の禁止を決定し、同理事会決議第千八百七十四号が当該禁止の措置を強化するとともに、国際連合加盟国に対し当該禁止の措置の厳格な履行の確保を目的とした貨物についての検査等の実施の要請をしていることを踏まえ、我が国が特別の措置として実施する北朝鮮特定貨物についての検査その他の措置について定めることにより、外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）、関税法（昭和二十九年法律第六十一号）その他の関係法律による措置と相まって、北朝鮮の一連の行為をめぐる同理事会決議による当該禁止の措置の実効性を確保するとともに、我が国を含む国際社会の平和及び安全に対する脅威の除去に資することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　北朝鮮特定貨物　次のいずれかに該当する貨物（我が国から輸出しようとする貨物で外国為替及び外国貿易法第四十八条第一項の規定による許可を受けなければならないもの及び同条第三項の規定による輸出の承認を受ける義務を課せられているもの並びに我が国から輸出した貨物で当該許可又は当該承認を受けたもの並びに我が国に輸入しようとする貨物で同法第五十二条の規定による輸入の承認を受ける義務を課せられているもの及び我が国に輸入した貨物で当該承認を受けたものを除く。）をいう。

イ　北朝鮮を仕向地とする貨物のうち、国際連合安全保障理事会決議第千七百十八号、同理事会決議第千八百七十四号その他政令で定める同理事会決議により北朝鮮への輸出の禁止が決定された核関連、ミサイル関連その他の大量破壊兵器関連の物資、武器その他の物資であって政令で定めるもの

ロ　北朝鮮を仕出地とする貨物のうち、国際連合安全保障理事会決議第千七百十八号、同理事会決議第千八百七十四号その他政令で定める同理事会決議により北朝鮮からの輸入の禁止が決定された核関連、ミサイル関連その他の大量破壊兵器関連の物資、武器その他の物資であって政令で定めるもの

二　船舶　軍艦等（軍艦及び各国政府が所有し又は運航する船舶であって非商業的目的のみに使用されるものをいう。以下この号において同じ。）以外の船舶であって、軍艦等に警護されていないものをいう。

三　船長等　船長又は船長に代わって船舶を指揮する者をいう。

四　日本船舶　船舶法（明治三十二年法律第四十六号）第一条に規定する日本船舶をいう。

（検査）

第三条　海上保安庁長官は、我が国の内水にある船舶が北朝鮮特定貨物を積載していると認めるに足りる相当な理由があるときは、海上保安官に、次に掲げる措置をとらせることができる。

一　検査のため当該船舶の進行を停止させること。

二　当該船舶に立ち入り、貨物、書類その他の物件を検査し、又は当該船舶の乗組員その他の関係者に質問すること。